

公益財団法人沖縄県建設技術センター 新築住宅適合証明業務約款

(契約履行)

第1条 申請者（以下「甲」という。）及び公益財団法人沖縄県建設技術センター（以下「乙」という。）は、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ）及び「公益財団法人沖縄県建設技術センター適合証明業務規程」（以下「業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

(責務)

第2条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、適合証明引受承諾書（以下「引受承諾書」という。）に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。

- 2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 甲は、別に定める「公益財団法人沖縄県建設技術センター適合証明業務手数料規程」（以下「手数料規程」という。）に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の手数料を、第4条第2項に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 4 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象住宅（以下「対象住宅」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 5 甲は、乙が業務を行う際に、対象住宅、対象住宅の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 6 甲は、乙の適合証明業務において、対象住宅の計画に関し乙がなした適合証明関係諸規程等への不適合の指摘に対し、速やかに図面の修正その他必要な措置をとらなければならない。

(業務期日)

第3条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 設計検査業務 次に掲げる日のいずれか遅い日から一戸建ての住宅は7日とし、共同住宅は14日を経過する日
 - (a) 設計検査業務引受承諾書に定める受付日（建築確認申請を乙に対し併願した場合で建築基準法第93条第1項に規定する消防長等の同意が必要な場合は、乙の受付日を消防同意の日と読み替える。）
 - (b) 建築基準法第6条第4項若しくは同法第6条の2第1項に規定する確認済証の提出があった日
- (2) 現場検査業務 次に掲げる日のいずれか遅い日から3日を経過する日
 - (a) 現場検査業務引受承諾書に定める検査の日
 - (b) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しが提出された日（同法第7条第1項の規定により検査を要しない対象住宅又は同法第7条の6第1項第1号の規定により承認を受けた対象住宅以外の対象住宅の場合に限る。）
- 2 前項の業務期日の算定には、業務規程第2条第2項に規定する休日は含まれない。
- 3 乙は、甲が前条第4項から第6項まで及び第5条第1項に定める責務を怠ったとき、その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他必要な事項については、甲乙協議して定める。

(手数料の納入)

第4条 甲は、手数料を次項の支払期日までに手数料規程に定める支払い方法により乙に支払うものとする。

- 2 甲の手数料の支払期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。
 - (1) 設計検査申請手数料 設計検査引受承諾書交付時
 - (2) 中間現場検査申請手数料 中間現場検査引受承諾書交付時
 - (3) 竣工現場検査申請手数料 竣工現場検査引受承諾書交付時

(設計検査提出図書又は建設工事の変更等)

第5条 甲は、設計検査通知書、現場検査通知書の交付前に、甲の都合により対象住宅の申請

内容、計画又は建設工事を変更（以下「変更」という。）する場合は、速やかに乙に対して変更に係る図書等を提出しなければならない。

- 2 前項の変更において、変更に係る部分の床面積の合計が当初の計画の全体の床面積の三分の一を超えた場合など、大規模なものにあつては、甲は、当初の計画に係る設計検査又は現場検査の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならない。
- 3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約の解除があつたものとする。

（甲の解除権）

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、第3条第1項の各号に掲げる業務を、当該各号に定める業務期日までに完了せず、又はその見込みのない場合

(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合

- 2 前項に規定する場合のほか、甲は乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知して、この契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は既に支払った手数料の返還を乙に請求することができる。また、甲はその契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる

5 第2項の契約解除の場合、乙は既に支払われている手数料を甲に返還しないものとする。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙に損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の解除権）

第7条 乙は、甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは、甲に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還しない。また、乙はその契約解除によって甲に生じた損害については、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の免責）

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一切の責任を負わない。

(1) 甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて設計検査及び現場検査がなされた場合

(2) 乙に故意又は重大な過失がない場合

2 乙は、設計検査又は現場検査を実施することにより、甲の申請に係る計画が建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するか否かについて保証するものではない。又、対象住宅における瑕疵の有無についても保証するものではない。

（秘密保持）

第9条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

（別途協議）

第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約の解釈につき疑義が生じた事項については、甲乙とも信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。